

乗車または積載の方法、制限の特例等の運用について（例規）

〔最終改正 令和 2. 12. 1 例規交企第38号〕  
〔京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

道路交通法第55条第1項ただし書、第56条、第57条、道路交通法施行令第22条から第24条まで、京都府道路交通規則第9条及び第9条の2に規定する乗車又は積載の方法、制限の特例等の運用については、次の諸点に留意し、運用上遺憾のないようせられたい。

第1 荷台乗車の運用について（法第55条第1項ただし書）

第1項ただし書にいう「貨物を看守するため必要な最少限度の人員」とは、荷台に積載した貨物が途中で転落、損傷、分解などしないように見張りをするに必要な人員であるから原則として2名を限度とすること。しかし、動物その他特殊な管理を要する貨物などの運搬にあたり必要な設備をした場合でも2名では損傷の危険を防止することが困難であると認められるときはこの限りでない。

第2 乗車又は積載の方法の特例の運用について（法第56条）

1 本条は、車両の乗車または積載の方法の特例について規定したもので、旧令第42条第1項、第2項に相当する規定であるが、出発地警察署長が許可する場合について、従来は「緊急の必要その他やむを得ない場合」とされていたが、そのような当事者の主観的必要性ではなく、当該車両の構造または道路もしくは交通の状況というような客観的要件に基づいて判断することとしている。本条の運用にあたっては、法第55条により乗車または積載の場所以外の場所での乗車または積載を一般的に禁止しているのを、特定の場合（車両の構造または道路の状況もしくは交通の状況より支障がないと認めた場合）に禁止を解除するものであるから、申請された内容により支障ありと認めた場合不許可とすることのできることは当然である。

なお、新法は法文上旧法より一面緩和されたとも解釈されるが、現在の交通事情にかんがみて次の基準により慎重な運用を期する必要がある。

(1) 車両の構造の基準（乗車設備等の基準）

車体の重心が低く安定していなければならないことのほか、特例として乗車させようとする場所の設備については、

ア いす等が設備してあるか、むしろ、座布団などが敷いてあること。

イ 乗車のための座席が設けてある場合は、重心が低く、かつ、固定し振動等による移動を防止することができるものであること。

ウ タンクローリー等（くみ取り車等）については、安定したいす式座席を設備すること。

エ 反覆、継続的に乗用車代用として使用する貨物自動車については、前記ア、イのほか柵または幌をかぶせる等の処置をとること。

(2) 道路状況の基準

ア 申請にかかる経路内の道路幅員が許可対象車両の車幅の2倍以上の幅員を有すること。

イ 申請にかかる経路内がけ、欠壊場所、こう配の急なまたは曲折の多い道路がある等

危険箇所が含まれていないこと。

ウ 申請にかかる経路の路面に著しい凹凸がなく振動による転落のおそれがないこと。

エ 申請にかかる経路内に雨、雪等の自然現象による危険性の生ずるおそれがないこと。

### (3) 交通の状況の基準

ア 申請にかかる経路内に祭礼、行事その他の理由による交通の混雑などが予想されないこと。

イ 申請にかかる経路が原則として、繁華街その他交通ひんばんな道路を含まないこと。

(たとえば、河原町通、四条通など)

### (4) 乗車人員の基準

乗車人員は、車両の種別、設備または通行道路等に応じて個々具体的に定めるべきであるが、いす等の座席を有する場合は、1人につき幅400ミリメートル以上、奥行き400ミリメートルの座席面積を確保できるものとして計算した人員とし、また座席設備のないものについては1人につき幅800ミリメートル、奥行き800ミリメートル以上の面積が必要である。

## 2 許可期限

原則としてそのつど許可を要するものであるが、運搬車両、路線（出発地、経由地、目的地）、乗車設備（特に指定した場合）、運転目的が同一である場合には、最大1箇月を限度として許可するものとする。

## 3 適用除外

「道路使用許可」または「道路使用に伴う協議」の内容として乗車または積載の方法の制限の解除が含まれるときは、その範囲内で乗車または積載をすることは、あらためて法第56条第1項および同条第2項の規定による許可を要しないものである。（6京交一第310号道路使用の許可事務手続について参照）

## 4 その他許可運用上の留意事項

(1) 貨物と混乗する場合には慎重を期すること。特に貨物が火薬類であるときは火薬類取締法に基づく内閣府令（昭和36年2月1日施行）により看守者のみ乗車できるが、それ以外のものの乗車は絶対に許可しないこと。

(2) 現下の交通事情にかんがみ、乗車目的が物見遊山の輸送、野球等の競技選手の輸送等の場合には原則として許可しないこと。また他の交通手段によつて容易に目的を達することができる場合には、それによるよう説得につとめ、なるべく許可しないこと。

(3) 申請にかかる経路が他警察署管内または他府県に及び、道路状況等が明らかでない場合の許可取扱いについては、関係警察署に照会してその意見を聞いてから許可すること。

## 5 許可条件

許可にあつては、令第24条第1項第1号及び第2号に掲げる条件のほか、同項第3号の条件として次の条件を付すること。

(1) 許可の際に指定した道路以外を通行しないこと。

(2) 病人、泥酔者、幼児、児童、老人その他保護者等を必要と認める者には付添人をつけること。

(3) 座席等を指定した場合には、その場所以外に乗車しないこと。

(4) 走行中立ち上がらないようにし、かつ、身体の一部を荷台の外に出してはならないこ

と。

(5) 交通の閑散な時間を選ぶこと。（交通のひんばんな時間を避けさせる必要がある場合には、指定する時間内に通行すること。または指定した時間以外に通行すること。）

(6) その他車両の構造または道路もしくは交通の状況に応じ安全上必要と認める事項

### 第3 乗車又は積載の制限とその特例の運用について（法第57条）

1 本条の運用については、昭和35年12月19日付警察庁丙交発第50号の15の（2）で通達されたとおりであつて、法令による制限内の貨物を車両の後方、前方又は左右に張り出して積載してもこの規定の制限には抵触しないものである。しかし、車両の安定を害するような仕方で積載をすれば、法第55条第2項を適用するとともに、法第71条第4号により指導取締りを行うことになる。この場合においては、おおむね次の指導基準によること。

(1) 車両の前方に出さないこと。

(2) 車両の後方1メートル（車体の長さ 4.7メートル以下の普通自動車、自動三輪車、自動二輪車、軽自動車、原動機付自転車及び軽車両にあつては 0.3メートル）を超えて出さないこと。

(3) 車両の側端（2輪の車両にあつては、乗車装置又は積載装置の側端にそれぞれ0.15メートルを加えたもの。）からはみ出さないこと。

2 自動二輪車（側車付のものを除く。）2輪の軽自動車、原動機付自転車及び軽車両の乗車人員又は積載重量若しくは積載要領の制限については、同条第1項により、令第22条第3号及び第23条第3号に規定され、さらに同条第2項により、京都府道路交通規則第9条第3号に規定されている。しかしながら、例えば、野球のバットや釣道具を積載した場合等、その物件が制限容量以下のものであり、かつ、安全運転に支障を及ぼさないような状態で積載されている場合は、通常の積載装置以外の部分を積載装置とみなす等により許可の対象としながらいのが妥当である。

3 第3項は、分割できない貨物を運搬する場合における積載重量又は積載容量の制限の特例について規定したもので、許可取扱要領については旧法と変わることはないが、おおむね次の基準によること。

(1) 長さ

当該車両の長さの 1.5倍を超える貨物の積載は許可しない。ただし、道路及び時間を指定することにより、危険を防止することができると認める場合は、当該車両の2倍以内のものに限り許可するものとする。

(2) 幅

原則として特例を認める許可はしない。ただし、やむを得ない事情があり、かつ、道路及び時間を指定することにより、危険を防止することができると認める場合は、乗車装置又は積載装置の側端にそれぞれ 0.3メートル以内のものに限り許可するものとする。

(3) 高さ

ア 車体の長さが 4.7メートル以下の普通自動車、第一種原動機付自転車及び軽車両にあつては、原則として特例を認めない。

イ 大型自動車及び車体の長さが 4.7メートルを超える普通自動車にあつては地上 3.8メートル（三輪の普通自動車及び道路交通法施行規則第7条の14に規定する普通自動車にあつては、2.5メートル）、京都府道路交通規則第9条の2に規定する自動車にあつて

は地上 4.1メートルを超えることとなる貨物の積載は許可しない。ただし、当該車両の通行する道路に、ガード、架線等障害物がないことを確認した場合は、地上 4.3メートル（三輪の普通自動車及び道路交通法施行規則第7条の14に規定する普通自動車にあつては、3.0メートル）まで許可することができる。

ウ 自動二輪車（側車付きのものを含む。）及び小型特殊自動車にあつては地上 2.5メートルを限度として許可するものとする。

#### (4) 重さ

原則としては特例を認める許可はしない。ただし、当該車両の性能、積載の状態、その他道路の状況等からみて、危険のおそれがないと認める場合は、当該車両の最大積載量の2割まで制限を超えて許可するものとする。

#### 4 適用除外

「道路使用許可」又は「道路使用に伴う協議」の内容として積載の制限の解除が含まれるときは、その範囲内で積載することは改めて法第57条第3項の規定による許可を要しないものである。（6京交一第310号道路使用の許可事務手続について参照）

#### 5 その他許可運用上の留意事項

申請経路が、他警察署管内又は他府県に及び、道路状況等が明らかでない場合の許可取扱いについては、関係警察署又は都道府県に照会してその意見を聞いてから許可すること。

#### 6 許可条件

許可に当たっては、令第24条第1項第1号及び第2号に掲げるもののほか、同項第3号の条件として次の条件を付すること。

- (1) 許可の際に指定した道路以外を通行しないこと。
- (2) 交通の閑散な時間を選ぶこと。（交通の頻繁な時間を避けさせる必要がある場合には、指定する時間内に通行すること。又は指定する時間以外に通行すること。）
- (3) 著しく交通の混雑する道路を避けること。
- (4) その他事故防止上必要と認める事項。

#### 7 許可期限

法第56条「乗車又は積載の方法の特例の運用について」と同じく取り扱うこと。